

福島県総合計画審議会土地水対策部会設置要綱

(設置)

第一条 福島県総合計画審議会（以下「審議会」という。）条例第六条の規定に基づき、同条例第一条第二項に規定する審議会として土地利用基本計画に関する事項を始め、土地及び水に関する事項を調査審議するため、審議会に「土地水対策部会」「（以下「部会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第二条 部会は、次の事項を所掌する。

- 一 土地利用基本計画に関すること。
- 二 水源地域の保全に関すること。
- 三 その他、土地及び水に関すること。

(組織)

第三条 部会は、審議会の委員及び学識経験者等から任命する特別委員で構成する。

2 部会は、委員十人以内で組織する。

(部会委員)

第四条 部会委員は、審議会の会長が指名する。

- 2 部会委員の任期は、二年とする。ただし、委員の欠員が生じた場合の後任委員は、前任委員の残任期間とする。
- 3 部会委員は、再任することができる。

(部会長及び副部会長)

第五条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選により定める。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第六条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、新たに組織された部会の最初に開催される会議は、審議会の会長が招集し、審議会の会長が不在のときは知事が招集する。

- 2 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、部会の検討内容等について、審議会に報告するものとする。

(庶務)

第七条 部会の庶務は、企画調整部土地水対策室において処理する。

(その他)

第八条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審議会条例、審議会運営規程に準じるほか、部会長が部会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和七年五月一日から施行する。